

平成 26 年 7 月

大阪府社協の事務及び事業から暴力団を排除するための指針

1. 目的

この指針は、大阪府暴力団排除条例第 11 条から第 13 条の規定により、大阪府社協が実施する事務又は事業が暴力団を利することにならないよう、大阪府社協が講じる暴力団の排除措置についての指針を定めるもの。

2. 定義

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団または暴力団員と密接な関係を有するものとして公安委員会規則で定める者をいう。

(3) の暴力団密接関係者とは、大阪府暴力団排除条例施行規則（平成 23 年大阪府公安委員会規則第 3 号）第 3 条の規定により、下記のいずれかに該当する者

- 1 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- 2 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- 3 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- 4 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 5 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は第 1 号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- 6 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第 2 条 5 号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

3. 暴力団排除の基本方針

(1) 排除の対象となる事務事業

暴力団を利するおそれのある事務事業とし、当面、次の場合において排除措置を行うものとする。

《排除対象事業》

- ①契約関係：一般競争契約または指名競争契約、企画入札による契約を行う場合
ただし、入札に付すべき契約について特段の事由により随意契約とする
場合にあっても、役務に関わる委託契約を行う場合は対象事業とする。

参考：契約細則では、契約価格等により以下のとおりに整理されている。

- ・ 3000 万円以上の契約・・・一般競争契約
- ・ 3000 万円未満の契約・・・一般競争契約または指名競争契約
 - (工事や製造請負) 250 万円超～3000 万円未満
 - (食料品・物品購入) 160 万円超～3000 万円未満
 - (その他) 100 万円超～3000 万円未満
- ・ 選定基準が金額の多寡のみではない場合・・・企画入札による契約
- ・ 金額が 100 万円以下または合理的理由により上記入札等付すことが適当でない契約
・・・随意契約

②後援・協賛名義関係：会員団体以外で新規に後援・協賛名義の使用を承認する場合

③賛助会員申込関係：新規に賛助会員（準会員）として入会の申込があった場合

④委嘱関係：行政機関や会員団体等からの推薦等によらず、委員等の委嘱を行う場合

⑤貸付関係：生活福祉資金や小口生活資金等の貸付を行う場合

⑥助成関係：基金事業等において会員団体以外で新規に助成等を行う場合

(2) 排除の例外

事務事業のうち、次に掲げるものについては、排除措置を行わないことができる。

- ①事務事業の対象が限定（行政機関や市町村社協、会員施設・団体など）されているため、暴力団が関与する可能性がないもの。
②事務事業の内容から暴力団を利するものとならないもの。
③（1）①に該当しない契約。

(3) 国や府の法令、条例等に基づく排除措置

国や府の法令、条例等に基づき暴力団の排除措置を講じる事務事業については、当該法令や条例等により排除措置を講じる。

4. 具体的な対応

(1) 排除規程等の整備

- ① 排除の対象となる事務事業については、当該事務事業に係る実施要領や内規等に暴力団員または暴力団関係者、暴力団の利益になると認められる場合もしくはそのおそれがあると認められる場合は排除する旨の条項を記載する。

- ② 当該事務事業の申請に係る募集要項や申請書等について、暴力団員または暴力団関係者、暴力団の利益になると認められる場合もしくはそのおそれがあると認められる場合には、応募または申請することができない旨の条項を加える。
- ③ 当該事務事業の中で契約を取り交わす場合においては、当該契約書の中に、契約後においても暴力団員または暴力団関係者であることや暴力団の利益になるものと判断される場合には契約を解除することができる旨の条項を加える。

例：条件等として「暴力団員または暴力団関係者でないこと」を加える。

「暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるときは契約を解除する」を加える。

(2) 誓約書等の徴収

排除の対象となる事務事業については、入札または契約、あるいは申込の段階において、「暴力団員または暴力団関係者ではない」旨の誓約書の提出または申告を求める。

各事務事業について、誓約書の提出または申告を求める時期は次の通りとする。

- ①契約関係・・・入札参加資格審査時、随意契約の場合は契約時に誓約書
- ②後援・協賛名義関係・・・後援・協賛名義申請時に申告
- ③賛助会員申込関係・・・入会の申込があった時に申告
- ④委嘱関係・・・就任承諾（更新時を含む）を行う時に申告
- ⑤貸付関係・・・貸付申請を受け付ける時に誓約書
- ⑥助成関係・・・助成申請を受け付ける時に誓約書

(3) 大阪府・警察への照会、届出

申請時あるいは契約後等の段階で、「暴力団員または暴力団関係者」等の疑いがある場合には、大阪府関係所管課または大阪府警に照会をかける。

また、契約後等の段階で、「暴力団員または暴力団関係者」等であることが明らかになった場合には、当該契約等を解除するとともに大阪府関係所管課に報告を行う。